兵庫県弁護士会の活動

EVENT

全国一斉投資被害110番

2024年2月20日~22日

2月20日から22日の3日間、先物取引被害全 国研究会の呼びかけで、「全国一斉投資被害 110番 | として投資被害電話相談会を実施しま した。阪神支部、神戸本部、姫路支部で1日ず つ担当し、合計11件の電話相談を受けまし た。姫路支部では面談相談も実施され、3件の

申込がありました。 SNSを通じた投資勧 誘詐欺は急増してい ます。広報も工夫し、被 害救済のきっかけと なれるよう今後も継 続していければと思 います。



EVENT

遺言の日記念行事

2024年4月15日 兵庫県弁護士会館

4月15日午後1時~午後3時、弁護士会本館4 階講堂にて、「遺言の日 |記念行事が開催され ました。桂福丸さんによる落語で場を暖めてい ただき、神戸地方法務局の担当者から、近時制 度化された「自筆証書遺言保管制度」について ご説明いただきました。その後、「遺言・相続」に

相談会を実 施いたしま した。相談 会は定員満 席の盛況な ものになり ました。



EVENT

姫路支部市民法律講座

2024年3月9日、5月15日 姫路支部会館

姫路支部では市民の方に法律を身近に知って いただくべく、年に6回市民法律講座を実施し ております。2024年3月9日には森岡由見子弁 護士による講座「離婚について」を、また5月

15日には新年度第 1回として、野村優 介弁護士による講 座「高齢者を取り巻 く財産問題その1~ 後見・遺言~ |をそ れぞれ開催しまし た。



EVENT 7月

姫路支部市民法律講座「高齢者を取り巻く財産問題その2~相続・遺産分割~」

2024年7月6日(土)、令和6年度市民法律講座「第2回 高齢者を取り巻く財産問題その2~相続・遺産分割~」と題して、 相続手続きはどのように始まって終わるのかについて、具体的なエピソードも交えながら、1度聞けばわかるような身近な 言葉で小幡久樹会員が解説します。相続のことを考えていただく良い機会だと思いますので、ぜひご参加ください。

NEWS 7月

中小企業に関する全国一斉法律相談会

2024年7月19日(金)午後1時~午後3時(予定)「中小企業に関する全国一斉法律相談会」を実施します。この相談会は、中小企業の事業 者が日々直面するであろう、事業承継、再生支援、債権回収、労使関係、各種社内規定の策定、コンプライアンス体制の構築、知的財産等

7月20日(土)

朝ドラ「虎に翼」でも注目の 女性法律家ですが、7月20日(土) 午後2時から4時まで、兵庫県 弁護士会において、女子中高生を対象 に、女性の裁判官・検察官・弁護士の話 を聞き(第一部)、女性の裁判官・検察 官・弁護士と語り合う(第二部)イベント 【リーガル女子】を開催します。

現役の女性法律家と話のできる貴重 な経験になりますので、法律家に興味 を持たれた女子中高生の方は是非ご参 加ください!

8月10日(土)

楽しく憲法を 学ぼう!

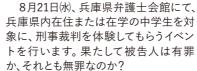
8月10日(土)午後は、兵庫県弁護士会館 へ!◆夏休み企画【楽しく憲法を学ぼう! 檻の中のライオンin兵庫県弁護士会】を 開催します!◆参加対象は小学校高学 年~大人。託児もあるので、小さい弟妹 がいても安心です◆講師は、「檻の中の ライオン」(かもがわ出版)の著者・楾大 樹弁護士(広島弁護士会)◆ちょっと難 しげな憲法のことが、強いライオンが檻 の中から政治をする動物王国の物語で、

よくわかりますよ! (憲法問題委員会)

ヒマリオン

8月21日(水)

夏休みジュニア ロースクール



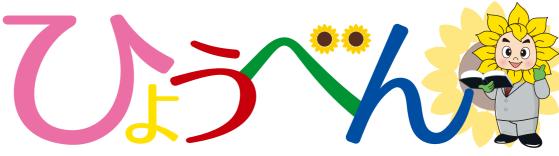
議論し、答えを出すのは参加者の皆さ んです。弁護士がサポートしますので、専 門的な知識は必要ありません。お申込み については追ってホームページ等にてお 知らせする予定ですので、是非お気軽に お申込みください!

どの窓口かわからない場合でも、 まずは、兵庫県弁護士会まで 0,0 お電話ください。 兵庫県弁護士会

兵庫県弁護士会

TEL: 078-341-706





兵庫県弁護十会広報委員会 F650-0016 兵庫県神戸市中央区橘通1-4-3 兵庫県弁護士会館

·般社団法人兵庫県中小企業家同友会^{*} 藤岡代表理事に聞く

弁護士もいち経営者の感覚を



一般社団法人 兵庫県中小企業家同友会 代表理事

0

藤岡 義己氏

(ふじおか よしみ) 1958(昭和33)年、兵庫県生まれ。 1991年4月、株式会社イーエスプランニング代表取締役に 就任。その後、1993年9月兵庫県中小企業家同友会に入会。 2012年4月から代表理事に就任。

※2024年4月24日に一般社団法人化

中小企業の経営者との接点も多い弁護士の業務。

2300以上の会員が集う兵庫県中小企業家同友会では、「よい会社をつくろう」「よい経営者になろう」 「よい経営環境をつくろう」と自主・民主・連帯の精神でさまざまな活動を実践しています。 代表理事の藤岡義己氏に、同友会の活動や共に活動する同友会会員弁護士のこと、 弁護士会へのメッセージなどを伺いました。

▶まず、中小企業家同友会の成り立ちについて教えてください。

藤岡 業界団体や組合、経済団体には官制団体もありますが、 私たちは、1957年に「天は自ら助くる者を助く」の精神で、自分た ちの力で企業づくりや自主的な経済づくりに取り組もうと、東京 でできた日本中小企業家同友会(現在の東京中小企業家同友 会)が同友会の始まりです。兵庫同友会は、1970年に40名の経 営者が呼びかけあって創立されました。中小企業の経営者がお 互いの経営体験から真摯に学びあう、というのがスタートです。

▶様々な活動をなさっていますが、同友会としての存在意義は どういったものでしょうか?

藤岡 同友会には3つの理念があります。1つは企業づくりで、 「よい会社をつくろう」「よい経営者になろう」「よい経営環境を つくろう」という3つの目的の実践です。この順番も大事で、まず は自主自立のよい会社をつくり、その中で経営者が磨かれてい く、よい経営者が増えて経営環境が良くなっていく。2つ目は同

友会づくりで、会員運営は自主・民主・連帯の精神が基本です。 例えば、勉強会も会員自らがテーマを決めて会員のなかから報告 者を選んで企画します。このような経験から会社組織の運営を 学ぶこともできます。3番目は地域づくりで、国民や地域と共に 歩む中小企業です。いま、兵庫県中小企業家同友会の会員数は 2300名を超え、社員数でいうと4万数千人です。社員の家族を含 めたら十数万人が元気になるように、兵庫の地域づくりを担って います。このなかで、県下8つの信用金庫との連携では、お互いに 地域の企業育成と経済活性化に取り組み、さらに4つの大学との 連携では、中小企業の経営者が学生の教育にも関わっていま す。この3つの理念を実現するのが同友会の存在意義であり、そ の中で成長してきました。

事務局 中小企業家同友会のその名の通り「企業家」という言 葉を大切に考えています。単なる事業所の集まりではなく、志と 使命をもった企業家の集まりである、ということです。

▶兵庫県中小企業家同友会の地域的な特色はありますか?

藤岡 兵庫県は阪神・淡路大震災で当時の会員の1/3が壊滅的 な被害を受け、その後に復興景気はありましたが、貸し渋り、貸 し剥がしなど全国の中小企業が大きな影響を受けました。地元 の銀行が潰れるなど兵庫経済が相当痛んでいた中で、会員の模 範となるべき理事の会社が倒産するなど、会の運営にも大きな影 響があり1995~2005年にかけては低迷しました。このなかで当 時の役員は、いきなりよい会社をめざすのではなく、その前にま ずはどのような状況下でも黒字が当たり前の普通の会社になろ う、そこから、利益体質の強い会社をつくろう、その次によい会 社を目指そう、と会社づくりにも段階があることを体験から学び ました。震災後10年間の低迷時期を経て「しっかりした強い会 社をつくり、そしてよい会社を目指していこう」「役員はそれを率 先して実践していこう」と同友会の目的を再確認して、今もその 理念を引き継いでいます。ですので、兵庫県中小企業家同友会 は企業づくりに重きを置いています。そして、震災当時の会員数 は全国で9番目でしたが、今は4番目になっています。この間の会 員数の増加や、活動参加率の向上など、いろんな指標で活性化 していて「兵庫県は元気」と言われています。

▶なるほど、兵庫県が元気と言われるのは嬉しいですね。

事務局 全国どこでも地域経済の主体 は中小企業です。兵庫県の場合、中小 企業白書によると99%が中小企業で、 経済、雇用、納税、インフラを支えていま す。兵庫県中小企業家同友会はコロナ 禍でも毎年100名近くの会員、特に30 代40代の若い経営者が増えています。 コロナ禍当初の活動できなかった半年 間に、学びあう機会、情報交換する機会 をいかに作っていくか、現場の意見を聞 きながら検討しました。その後、半年間



はハイブリッドでしたが、1年後にはリアルな対面での活動を再 開しました。兵庫県中小企業家同友会では「売上も情報も社外 にしかない」と発信していて、それが経営者の皆さんに支持され ていると思います。

藤岡 情報をどのように取るかは経営センスですね。震災の時も そうでしたが、コロナ禍のような未曾有の事態になると、情報に飢 える。特に経営の生き残りに直結する補助金などの情報は事務局 にあるのです。会員が増えたのは、そういう側面もあるでしょうね。

▶経営者が社外に目を向けると、同じ職種の人とも異業種とも 交流できることが刺激になるということですね。

藤岡 一番ありがたいのは「よい会社をつくろう」という経営者 が集まっていること。同友会に入会した時は創業したばかりで売 上がゼロだったのが、20年経たないうちに200億円になった企業 もあります。その企業の経営者は「経営のことは同友会で学ん だ」と言ってくれています。他にも大きく成長して売上100億円企 業が十数社あります。彼らの真ん中にあるのが経営指針書と呼 ばれる経営計画書で、そこにある経営理念がしっかりしている。 そういう経営者が増えて頼もしいです。

▶ご自身の会社も含めて、よい会社をつくるという目的を実践 するには何が大切ですか?

藤岡 ひと口に中小企業といっても規模、それぞれの領域によ



(左から)藤原唯人広報副委員長、河野事務局長、藤岡代表理事、 武部由香里広報委員、井上篤広報委員長

って違いがあります。経産省の資料によると、中小企業には4つの 類型があり、世界に展開しているグローバル型、製造業や流通業 などのサプライチェーン型、地元の様々な資源を活用する地域資 源型、建設業や小売、教育・福祉サービスなどの生活インフラ型が あります。経営者としては、経営課題も違ってくるので、自社がどの 類型でビジネスしているか意識することが大切です。イーエスプラ ンニングは神戸の土地を駐車場として活用する地域資源型のビジ ネスです。弁護士事務所は生活インフラ型になりますか?

▶いわゆる「町弁」は生活インフラ型ですけど、大企業の法務や M&Aを専門となるとまた違いますね。同友会にも弁護士会員 がいますけど、どういった印象をお持ちですか?

事務局 兵庫県中小企業家同友会では、現在、弁護士さんは35 名、2319名のうち1.5%が弁護士事務所です。全国的な傾向とし て、弁護士、会計士、税理士、中小企業診断士など、士業の先生 が増えていますね。会員同士は同じ経営者、仲間と思っているの で「先生、事務所運営ちゃんとしてますか?」とお互いの経営の話 をしたり、一緒に会を運営したりしています。

▶弁護士は経営者でありながら、経営のことをほとんど勉強を せずに事務所を運営しているので、学びの場になると思います ね。会員の方から弁護士に期待することはありますか?

藤岡 現状では、通常活動の中でたまたま隣同士に座って仲良 くなって法律相談をしているという状況です。せっかく法律の専 門家がいるのに、もったいないなと思っています。著作権とか消 費者保護法とか、法的な知識を持っていないと会社を守れない ことがどんどん増えています。対策を間違えたら会社が潰れるリ スクが年々高まってきているのです。みんな専門家に聞きたいと 思っているはず。でも、兵庫県中小企業家同友会は従業員4名以 下の会社が4割、20名までが8割弱。売上も1億円までが半数で、 顧問弁護士を依頼できるレベルではありません。相談できる弁護 土を持っている会社とそうでない会社はずいぶん違う。そこは同 友会が窓口になって法律相談をできればいいと思います。最初は 無料で、その後の対応は有料にするとか考えたいですね。

事務局 事業継承の課題もありますし。そうなると弁護士や税理 士の協力も必要です。県の事業承継・引継センターとも連携し て、新年度に向けて企画をすすめています。

▶セミナーなども連携して一緒 にできればいいですね。今日は とても勉強になりました。ありが とうございました。

(インタビュー日 2024年2月27日)





新卒正社員に出る賞与が、派遣3年の私にはない?

契約社員として現在の職場で働いて3年になります。最近、新卒の正社員が同じ職場に配属され、私と同じ仕事をする ようになりました。彼には賞与が支給されるようですが、契約社員の私にはありません。これって不公平ではないですか?

政府は、働き方改革の一環として、パートタイマー、契約社員、派遣社員など非正規雇用の処遇改善を目的に、「同一労働同一賃金」を A 以内は、関さり以来の 深こし、 スペートス・、 スペートス・ 地上 地上 進めようとしています。この方針に基づき、パートタイム・有期雇用労働法や労働者派遣法が改正され、2020年4月1日に施行されまし た(中小企業については改正後のパートタイム・有期雇用労働法の施行は21年4月1日から)。

「同一労働同一賃金」と聞くと、同じ仕事をする人に同じ賃金を支払うことを義務付ける制度のように思われますが、必ずしもそうではありません。 この政策の狙いは、「正規 |と「非正規 |との間の不合理な格差を埋めることにより、非正規労働者のモチベーションを高め、生産性を向上させるこ とにあります。同じ業務を行っていても、待遇に差を設けることが不合理でなければ、同一労働同一賃金に反しないと考えられています。

例えば、会社の業務への貢献に応じて賞与が支給されている会社で、同じ貢献をしているのに、契約社員であることをだけを理由に賞与が支給 されないのは不合理だと言えるでしょう。しかし、正社員にだけ業績目標が課されており、目標の達成度に応じて賞与が支給されるという制度であ れば、目標を課されていない契約社員に賞与が支給されないとしても、必ずしも不合理な格差だとは言えません。

このように、賞与の支給に差があったとしても、それが違法といえるかどうかは一概に判断できないのです。

待遇は、原則として雇用主と労働者の交渉によって決定されます。自身の待遇に不満を感じているのであれば、まずは会社がどのような事業を 展開し、どのような人材を求めているのか、しっかりと会社と話し合い、理解することが大事だと思います。会社側も、法規制に対応するだけでなく、 上記の政策目標に沿って、非正規労働者のキャリア設計に配慮した魅力的な人事制度を用意することが求められていると思います。

神戸新聞 2019年12月18日掲載 執筆者:平田尚久弁護士

Topics

女性の再婚禁止期間が廃止

本年4月1日に改正民法が施行され、女性は離婚後100日間、再婚できないという再婚禁止期間が廃止されました。そのため、女性も離 婚後すぐに再婚できるようになりました。

そもそも再婚禁止期間は、生まれてきた子の法律上の父親は誰かを決める嫡出推定規定と一体のものでした。すなわち、改正前の嫡出 推定規定では、女性が離婚後100日以内に再婚した場合、生まれてくる子の法律上の父親を一人に決められなかったため、再婚禁止期間を定める必要がありました。 しかし、従前から再婚禁止期間は憲法上の問題が指摘されていたほか、嫡出推定規定も、生まれてきた子の父親を前婚の夫と扱われることを避けるべく出生 の届出をしない事例が相次ぎ、無戸籍者問題の一因と指摘されていました。

今回の改正では、これら指摘を踏まえて嫡出推定規定を見直し、「母の再婚後に生まれた子の父は、再婚後の夫とする」とし、再婚禁止期間がなくても、生まれ てくる子の法律上の父親を一人に決められるようになりました。これに伴い、再婚禁止期間はその役目を終え、廃止に至りました。

生まれてきた子の法律上の父親が誰かという間題は、子の将来に大きく影響を与える問題です。詳しくはお近くの弁護士までお気軽にご相談ください。

You Tube 兵庫県弁護士会公式チャンネル 動画アーカイブ



守る! 自社の営業秘密

プチ法律解説シリーズ(4)

プチ法律解説シリーズ⑮

守enatoko 守る!自社の営業秘密

▼ と思ったら 下請けいじめだ! と思ったら 立場の弱い中小企業・個人事業主を守る下請法とは?

守られるために必要な基礎知識と実践方法を解説



質が回らなくなった時だち

プチ法律解説シリーズ値 借金で首が回らなくなった時に 自己破産の3つの誤解





プチ法律解説シリーズ① 選弁護人 お金がなくても大丈夫!! 国選弁護人はあなたの味方です



こんなときは兵庫県弁護士会へ

西播磨

兵庫県弁護士会では、様々な窓口を設け、 市民の皆様のご要望にお応えしています。

兵庫県弁護士会





兵庫県弁護士会公式X(HTwitter)

Himarion_Hyogo

兵庫県弁護士会の活動や 法律の小ネタ情報を お届けしています

法律相談したい

06-4869-7613 北播磨・山崎・南たじま・明石・淡路・丹波

078-351-1233

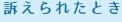
総合法律センター 078-341-1717 079-286-8222 阪神・伊丹・川西・宝塚

売掛金の回収や事業承継など 中小企業にまつわる無料相談窓口

ひまわり中小企業センター

中小企業相談

0570-001-240



裁判等の当事者対象の無料相談

民事・家事事件当番弁護士 078-341-5000